

早期許可の更新可能に

優良認定 適合業者の救済目的で

環境省は、優良認定の付与について、産廃処理業者（特別管理産廃業者）が、許可の更新期限を待たずに、優良基準への適否を審査し、同基準を満たせば、優良認定を与えることができる措置を通過した。

同措置は、2011年4月1日に施行した改正法の施行日以降、早期に許可の更新を迎えたために「優良確認」と「優良認定」を受けられることができなかった優良基準に適合した業者を救済することを目的とした。対象となるのは、改正法施行日以降に、一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産廃処理業者に限定する。

優良基準に適合した処理業者は、従来通り、許可の有効期限が7年になるメリットがある。今回の措置で優良認定を受けた事業者は、従来同様に更新の日から7年が有効期限となる。

優良認定の適否の判断については、適合性を審査して決定するが、産廃処理業者は、許可の有効期限が来るのを待たずに優良認定を受けられることができる。

ただし、申請日前の5年間に特定不利益処分（規則第9条の3第1号）に規定する特定不利益処分を受けていない。加えて、申請日から更新の許可の日までの間に特定不利益処分を受けた場合は、遵法性の基準を満たさないことになる。

優良認定を受けた事業者が、認定後に優良基準に適合しなくなっ

た場合は、産廃情報ネットの掲載情報に、適合しなくなった旨を連絡しなければならぬ。優良認定を伴う許可の更新を受けた事業者が、許可更新後に次の許可の有効期間までに、特定不利益処分を受けた場合には、次の許可の更新時に、優良認定を伴う許可を受けられることはできない。

優良認定制度は、優良な産廃処理業者を優遇して、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備することを目的として構築した。処理業全体のレベルアップを図り、適正処理を推進するためのものだ。